

## 平成 24 年審査の目標期間の達成状況等について（公表）

### 審査期間の目標及びその達成状況について

当委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね 1 年以内としています。

平成 24 年中に終結した事件は 1 件で、その処理期間は 61 日でしたので、目標期間内に終結しています。

### 不当労働行為事件の処理状況等

平成 24 年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、前年繰越分の 1 件（対前年比 1 件減）です。

また、平成 24 年中に終結したものは、和解によるものが 1 件です。

事件番号	申立人	申立年月日	終結年月日	申立該当号	申立内容	終結区分	審査委員	参与委員		処理日数
								労	使	
平成 23 年第 1 号	組合	23.12.9	24.2.7	2	誠実団交実施	無関係 和解	(長)山下 田口	松本	山下	61日

（参 考）

労働組合法第 27 条の 18（審査の期間）

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。